

関係各位

堺市 健康福祉局 長寿社会部
介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の本市における臨時的な取扱い
(認定有効期間延長の対象者)の変更について(通知)

日頃より、本市介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件については、令和2年3月30日付け堺介保第2693号にて通知したところですが、今般、令和2年4月7日付け厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)」に基づき、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、本市における要介護認定の臨時的な取扱い(認定有効期間延長の対象者)を下記のとおり、変更します。

記

<変更前>

要介護等認定調査の実施が困難な施設の届出があった更新認定申請者の要介護等認定については、従前の要介護度の有効期間を6か月延長します。

新規認定申請者の要介護等認定については、認定調査が実施できない場合は認定できませんので、暫定ケアプランによる介護サービス提供をいただきますようお願いします。



<変更後>

緊急事態宣言期間終了までに申請のあった全ての更新認定申請者の要介護等認定について、従前の要介護度の有効期間を6か月延長します。ただし、本日時点において、認定調査が終了している更新認定申請者について、従来どおり、介護認定審査会にて、審査判定を行い、認定結果を通知します。

新規認定申請者の要介護等認定については、認定調査が実施できない場合は認定できませんので、必要に応じて、暫定ケアプランによる介護サービス提供をいただきますようお願いします。

※ 波線の箇所が今回の変更となります。なお、対象者の方へは準備が整い次第、通知と被保険者証を送付します。

※ 延長した有効期間の満了前であっても、心身の状態が変化した等の場合は、区分変更の申

請を行うことができます。また、更新申請は延長した有効期間満了60日前から行うことができます。

- ※ 5月6日（水）（緊急事態宣言期間）までに受け付けた更新認定申請者を、今回の有効期間延長の対象とします。

ただし、5月7日（木）以降も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る必要があります。本市における臨時的な取扱いを延長する場合は改めて、通知します。

- ※ 新規申請及び区分変更申請（要支援者にかかる新規申請を含む）については、認定調査を実施し、介護認定審査会において審査判定を行います。
- ※ 5月1日（金）は、各区役所窓口が大変混雑すると予想されます。感染拡大防止に配慮し、郵送での申請にご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

堺市 健康福祉局 長寿社会部

介護保険課 認定点検係

担当 越川（えちかわ）・廣地

TEL 072-228-7513